

政令第 号

放射性物質による環境の汚染の防止のための関係法律の整備に関する法律の施行期日を定める政令

内閣は、放射性物質による環境の汚染の防止のための関係法律の整備に関する法律（平成二十五年法律第六十号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

放射性物質による環境の汚染の防止のための関係法律の整備に関する法律（附則第一条各号に掲げる規定を除く。）の施行期日は平成二十五年十二月二十日とし、同条第一号に掲げる規定の施行期日は平成二十六年六月一日とし、同条第二号に掲げる規定の施行期日は平成二十七年六月一日とする。